

質問書に対する回答①

件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	単価項目18-(19) 特記仕様書P.16 20-6遮音板取替工A1及びB1	遮音板取替工A1及びB1について、設計図では3/23平面図(1)での記載のみで割付図や構造詳細がありませんので工事内容が不明瞭なのですが、追加で割付図や構造図を提示していただく事はできますか。	追加での資料の提示は行いません。 遮音板取替工A1の構造詳細は「遮音壁標準設計図集(令和6年7月)」65/104 遮音壁(金属製)詳細図 M(2mタイプ)及び参33/参47先端改良型遮音壁 分岐型遮音壁B1/3の支柱が2m間隔、遮音板設置高さ5mとなったものとなります。 遮音板取替工B1の構造詳細は「遮音壁標準設計図集(令和6年7月)」参33/参47 先端改良型遮音壁 分岐型遮音壁B1/3～参35/参47 先端改良型遮音壁 分岐型遮音壁B3/3の幅2m、設置高さが5mであり、遮音板取替工A1上に設置されている分岐型遮音壁Bを取り替えるものでございます。 各割付は上記構造詳細よりご判断ください。 本件については特記仕様書を後日訂正します。
2	設計図 11/23及び12/23	遮音壁割付図(1)及び(2)において、各割付図で2か所ずつ管理用扉の記載がありますが、各々の旗揚げ項目の数量に含まれるとの考え方ででしょうか。また合わせて管理用扉の表示板や階段工も含まれますか。	管理用扉については設置箇所が重なる旗揚げ項目に含まれるものとお考えください。また、管理用扉の表示板については、管理用扉の設置箇所に設置するものとし、設置箇所が重なる旗揚げ項目に含まれるものとお考えください。階段工は含まれないものとお考えください。
3	単価項目18-(8) 特記仕様書P.16 20-5遮音壁工 「種別」(2)支柱落下防止装置	設計図では6/23平面図(4)～9/23平面図(7)の各々の旗揚げ項目に記載の測点から延長は出ますが、遮音壁設計要領で定められた最短距離以下の延長となっていると思われませんが、最短長確保のためにHS-B(H≤4m)A及びBからHS-V(H≤4m)の土工取付形式へ変更となりますか。	現時点では最短長に満たない箇所もHS-B(H≤4m)の構造でお考えください。 取付形式については契約後受発注者協議の上決定し、必要に応じて変更するものとしします。
4			
5			